

地方独立行政法人大阪市立工業研究所契約規程

制定 平成20年4月1日 規程第121号

最近改正 平成26年6月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 地方独立行政法人大阪市立工業研究所契約規程（以下「契約規程」という。）は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱について必要な事項を定め、もって契約事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 法人が締結する契約に関する事務の取扱については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(契約責任者及び契約担当者)

第3条 会計規程第4条第1項第1号に定める契約責任者は、総務部長とする。ただし、総務部長が不在の場合又は事故があるときは、理事長が別に指名する職員とする。

2 会計規程第4条第1項第2号に定める契約担当者は、契約責任者が指名する職員とする。

第2章 競争参加者の資格

(競争参加者の資格)

第4条 会計規程第36条第2項に規定する競争に加わろうとする者（以下「競争参加者」という。）については、大阪市入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）を準用する。

2 理事長は、前項で規定する以外の者で一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者から競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、大阪市の定める審査に関する取扱に準じて審査し、資格を与えるものとする。

3 理事長は、必要があるときは、競争参加者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

(入札に参加できない者)

第5条 法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けていない者は、請負、買入れ、借入れその他の契約に係る入札に参加することができない。

(売払い及び貸付けの入札参加資格等)

第6条 売払い、貸付け及び理事長が特に必要と認める契約に係る入札に参加しようとする者に必要な資格及びその審査に必要な事項は、契約の目的物に応じて理事長が定め、あらかじめ周知する。

2 前項の周知は、理事長が指定する法人の事務所の掲示場及び法人のインターネットホームページを利用する方法により行うことができる。

(せり売りの参加資格等)

第7条 前条の規定は、せり売りに参加する者について準用する。

(随意契約の参加資格)

第8条 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、特別の理由がある場合を除くほか、随意契約に参加することができない。

2 第5条の規定は、随意契約を行う者について準用する。

第3章 契約方式別の手続

(一般競争入札の周知)

第9条 一般競争入札に付そうとするときは、入札期日の5日前までに、急を要する場合には3日前までに、次の各号に掲げる事項を周知しなければならない。ただし、周知期間については、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）請負の入札で同法により見積期間の定められているものにあつては、この限りでない。

- (1) 入札に付すべき事項
- (2) 入札参加資格に関する事項
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 契約条項を示す場所
- (5) 入札執行の日時及び場所
- (6) 第27条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする旨
- (7) 前各号のほか入札について必要な事項

2 第6条第2項の規定は、一般競争入札の周知について準用する。

(一般競争入札参加の手続)

第10条 一般競争入札に参加しようとする者は、有資格者名簿が作成されている場合にあっては、理事長が指定する期限までに有資格者名簿に登載されていることを確認の上、参加を申し出なければならない。

第11条 一般競争入札に参加しようとする者は、有資格者名簿が作成されていない場合にあっては、入札期日の2日前までに次の各号に掲げる書類を提出し、参加の承認を受けなければならない。ただし、既に法人に提出した書類があるときは、その書類により承認を受けることができる。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、個人にあっては、住民票記載事項証明書その他の本人の住所を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長又は契約責任者が必要と認める書類
(指名競争入札に付することができる場合)

第12条 会計規程第36条第1項に規定する指名競争入札に付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき
- (3) 一般競争入札に付することが、法人にとって不利になると認められるとき
(指名競争入札における指名方法)

第13条 請負、買入れ、借入れその他の契約について指名競争入札に付そうとするときは、第4条に規定する有資格者のうちから理事長が適当と認める者を7名以上指名するものとする。ただし、理事長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指名競争入札における通知事項)

第14条 理事長は、前条の規定により指名をした者に対して第9条各号（第2号を除く。）に掲げる事項を通知する。

（随意契約によることができる場合）

第15条 会計規程第36条第1項に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が次に定める額の範囲内であるとき

ア 工事又は製造の請負 1,000,000円

イ 財産の買入れ 400,000円

ただし、研究に係るものについては、1,600,000円

ウ 物件の借入れ 400,000円

エ 財産の売払い 500,000円

オ 物件の貸付け 300,000円

カ 前各号に掲げるもの以外のもの 1,000,000円

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号のいずれかに該当するとき

2 前項第2号の地方自治法施行令第167条の2第1項第1号中「別表第5上欄」又は「同表下欄」とあるのは、「契約規程第15条第1項第1号」に読み替え、「普通地方公共団体の規則で定める額」とあるのは、「理事長が別に定める場合の額」と読み替えるものとする。

3 第1項第2号の地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第3号中「普通地方公共団体」又は「普通地方公共団体の規則」とあるのは、「法人」又は「法人の契約規程」と読み替え、第4号中「普通地方公共団体の長」とあるのは、「大阪市長」と読み替えるものとする。

（見積徴取）

第16条 随意契約によろうとするときは、見積りに必要な事項を示して2名以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、急施を要するときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 予定価格が100万円未満の研究に係る外部資金に関する契約（外部資金とは、国等の助成金等をいう。）及び予定価格が20万円未満の研究に係る外部資金以外の資金に関する契約については、1名からの見積書の徴取で足りる。

（せり売りにおける周知及び参加の手続き）

第17条 第9条及び第11条の規定は、せり売りについて準用する。

第4章 入札

（入札保証金の納付）

第18条 会計規程第37条第1項に規定する入札保証金の種類及び額は、次のとおりとする。

(1) 財産売払入札保証金 見積価格の100分の10以上

(2) 財産貸付入札保証金

ア 契約期間20年以上 見積貸付料6月分相当額以上

イ 契約期間20年未満 見積貸付料3月分相当額以上

(3) 前2号以外の入札保証金 見積価格（単価契約に係る入札にあつては、見積価格に予定数量（第24条第1項の仕様書に記載されている予定数量をいう。以下同じ。）を乗じた額、長期継続契約（長期継続契約（長期継続契約に関する規程第2条に規定する長期継続契約をいう。以下同じ）にあつては、見積金額を1年当たりの額に換算した額）の100分の3以上

2 契約責任者は、前項の入札保証金が納付されたときは、納付した者に納付済証を発行しなければならない。

(入札保証金の還付等)

第19条 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後、その他の入札者に対しては開札後これを還付する。

2 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

第20条 会計規程第37条第1項の規定により入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく契約責任者が指定する期限までに契約を締結しないときは、落札金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額)の100分の3に相当する違約金を徴収するものとする。

(入札保証金に代用した担保の処分)

第21条 有価証券で納付した入札保証金が法人に帰属したときは、理事長が適当と認める方法により、これを処分し、清算する。

(売払い又は貸付けの申込保証金)

第22条 第18条から前条までの規定は、随意契約による財産の売払い又は貸付けの申込保証金(以下申込保証金という。)について準用する。

2 会計規程第37条第1項ただし書きの規定は、申込保証金について準用する。

(せり売り参加保証金)

第23条 第18条から第21条までの規定は、せり売り参加の保証金について準用する。この場合において、保証金の額は、第18条第1項第1号の規定にかかわらず、理事長が定める額とすることができる。

(入札方法)

第24条 入札をしようとする者は、図面、設計書、仕様書、現場又は現物若しくは見本を確認の上、必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書により入札をしなければならない。この場合において、入札保証金を要するものについては、入札保証金(現金に代えて納付される有価証券を含む。)の納付済証を入札書に添付しなければならない。

2 前項の入札は、指定場所に出席して指定時間内に行わなければならない。ただし、契約責任者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

3 代理人により入札をしようとする者は、その権限を証する書面を提出し、確認を受けなければならない。

(予定価格の決定)

第25条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

2 予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の最短等を考慮して定めるものとする。

(予定価格の準備及び公表)

第26条 入札に付する事項については、その予定価格を、特に最低制限価格を定める必要がある事項については、その予定価格及び最低制限価格を記載して密封し、開札の際開札場所に備えておくものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約責任者が必要と認める入札については、予定価格を入札期日前に公表するものとする。

(入札の無効)

第27条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札又は第24条第3項の規定による確認を受けない代理人がした入札
- (2) 指定の日時まで提出されず、又は到達しなかった入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しないもの又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (4) 入札者の記入押印がない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (9) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

2 入札の効力は、契約責任者が決定する。

(入札の中止等)

第28条 契約責任者は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

(再度入札)

第29条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに出席入札者に再度の入札をさせることがある。この場合においては、第18条第1項の規定にかかわらず、その入札保証金が所定の額に達しない者もこれに参加することができる。

2 落札者が契約を締結しない旨の申出をしたときは、他の入札者に再度の入札をさせることがある。この場合においては、第9条の規定によらないことができる。

(同額入札の場合の決定方法)

第30条 契約責任者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(せり売りについての準用)

第31条 第24条第2項及び第3項、第25条、第27条（第1項については、第1号、第3号、第6号、第9号及び第10号に限る。）、第28条並びに第29条第2項の規定は、せり売りについて準用する。

(総合評価一般競争入札)

第32条 理事長は、会計規程第39条第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

2 理事長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第6条の規定により周知をするときは、同条の規定により周知をしなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨についても、周知をしなければならない。

3 第6条第2項の規定は、総合評価一般競争入札の周知について準用する。

第5章 契約書及び契約保証金

(契約の確定)

第33条 法人から落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、契約責任者が指定する期限までに契約書に記名押印の上、契約責任者が定める書類を添えてこ

れを提出しなければならない。この場合において、契約保証金又は保証人を要するものについては、契約保証金を納付し、又は保証人を立てなければならない。

- 2 第4項の規定により契約が確定する前において、落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適切であると認められるときは、理事長は契約の締結を行わないものとする。
- 3 第1項の規定による契約締結の手続を怠つたときは、その者に係る落札又は契約の決定は、無効とする。
- 4 契約は、理事長が第1項の規定により提出された契約書に記名押印したときに確定する。
- 5 契約書は、理事長及び法人と契約をした者（以下「契約者」という。）並びに保証人を要するときは、保証人が各1通を保管する。
- 6 請負の契約者は、契約書提出後遅滞なく、内訳明細書及び工程表その他契約責任者が必要と認める書類を提出しなければならない。

（契約書の記載事項）

第34条 契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 第53条に規定する事項
- (8) 契約に関する紛争の解決方法
- (9) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、建設業法第2条第1項に定める建設工事（以下「建設工事」という。）の請負契約にあつては、契約書（契約約款を含む。）に記載する事項は、同法第19条第1項各号及び前項第7号に掲げるものとする。

（契約書作成の省略）

第35条 会計規程第40条に規定する契約書を省略できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有資格者による指名競争入札及び随意契約において、契約金額100万円以下の請負契約（工事又は製造の請負契約にあつては、契約金額150万円以下のものとする。）又は契約金額100万円以下の物品の買入契約をするとき
- (2) せり売りにより契約をするとき
- (3) 物品を売り払う契約において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき
- (4) 前3号に定めるもののほか、随意契約（不動産に係るものを除く。）による場合において契約責任者が契約書を作成する必要がないと認めるとき

2 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、落札者又は相手方が記名押印した見積書、請書その他の文書をもって契約書に代用するものとする。

3 第33条第6項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（契約保証金の納付等）

第36条 会計規程第41条第1項に規定する契約保証金の種類及び額は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札に付した場合契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続にあつては、契約金額を1年当たりの額に換算した額。次号、第52条第1項及び第2項並びに第53条において同じ。）の100分の10以上

(2) 指名競争入札に付した場合又は随意契約による場合 契約金額の100分の5以上

2 財産の売払い又は貸付けの契約に係る契約保証金の額は、前項の規定にかかわらず、第18条第1項第1号又は第2号に掲げる額とする。この場合において、「見積価格」又は「見積貸付料」とあるのは、それぞれ「契約金額」又は「契約貸付料」と読み替える。ただし、貸付物件の原状回復について特に費用を要すると認めるときは、契約保証金を増額することができる。

3 契約責任者が必要と認める契約については、契約を締結しようとする者に確実な保証人を立てさせなければならない。

（契約保証金による充当）

第37条 契約保証金は、契約において特別の定めをする場合を除き、貸付料又は延滞損害金の納付を遅延したときこれに充当するほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。

2 前項の規定による充当により、契約保証金の不足を生じたとき又は充当によつてもなお不足金額があるときは、これを追納させるものとする。

（契約保証金の還付等）

第38条 契約保証金は、契約者がその債務を履行した後、これを還付する。ただし、契約においてかし担保保証金としてその全部又は一部を留保する必要があるときは、この限りでない。

（契約保証金に代用した担保の処分）

第39条 第21条の規定は、契約保証金について準用する。

第6章 契約上の権利

（権利義務の譲渡等の制限）

第40条 契約者は、契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、法人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 請負の契約者は、契約の目的物又は検査済材料を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、法人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7章 監督及び検査

（監督の方法）

第41条 会計規程第43条第1項に規定する監督を担当する者（以下「監督者」という。）は、立会い及び指示の方法によるほか、必要に応じて工程の管理、履行途中における工事製造等の使用材料の試験その他の方法により監督を行うものとする。

（検査の方法）

第42条 会計規程第43条第2項に規定する検査を担当する者（以下「検査者」という。）は、必要に応じて監督者の立会いを求めて給付の内容若しくは数量を検査し、又は給付の目的物について破壊、分解若しくは試験により検査するものとする。

2 契約者又はその代理人は、前項の規定による検査に立ち会わなければならない。

3 第1項に規定する検査者は、監督者とは兼ねることはできない。

（検査の時期）

第43条 検査者は、契約者から給付の完了した旨の通知を受けた日から10日以内にしなければならない。

（減価採用）

第44条 給付の目的物に僅少の不備な点がある場合で、その使用上重大な支障がないと認められ、かつ、期限その他の条件から交換、手直し等が困難と認められるときは、相当の価額を減価のうえ、これを採用することがある。

2 債務の履行を遅延した場合において前項の規定によりその目的物を採用したときは、延滞違約金は、減額後の価格により算定する。

(検査における不合格)

第45条 検査の結果、不合格と判定されたときは、契約者は、自己の費用をもって、遅滞なく、取りこわし、撤去、取替え又は修補等の必要な処置をとらなければならない。

2 契約者又はその代理人が正当な理由がなく検査に立ち会わないときは、契約者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(検査調書等)

第46条 検査を完了したときは、検査者は、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず契約責任者が検査調書を作成する必要があると認めるものについては、これを省略することができる。この場合においては、納品書又は完了届若しくは完成届等(以下「納品書等」という。)に検査を完了した旨を明記しなければならない。

3 第1項の検査に係る契約の代金は、検査調書又は前項の納品書等に基づかなければ支払うことができない。

(監督又は検査を委託した場合の確認)

第47条 法人の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせたときは、受託者の行った監督又は検査の結果について、契約責任者は確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第8章 契約上の給付

(目的物の引渡し)

第48条 契約の目的物の引渡しは、工事の請負契約にあっては、完成検査に合格したときをもって、工事以外の請負及び買入れの契約(不動産に係るものを除く。)にあっては、引渡場所において完納検査に合格したときをもって完了する。ただし、契約の性質又は目的により引渡しを要しないものについては、この限りでない。

2 前項の引渡し前に生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

(部分引渡し)

第49条 契約の目的物について、法人があらかじめその全部の完済又は完納に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合は、当該指定部分について、第44条、第50条、第52条及び第54条の規定を準用する。この場合において、第52条中「契約金額」とあるのは「指定部分に相応する契約金額」と、第54条中「引渡し」とあるのは「指定部分に係る引渡し」と読み替える。

(休日に当たる履行期限)

第50条 契約の履行期限が法人における業務の休日に当たるときは、その翌日(休日が連続するときは、休日の最終日の翌日)まで期限を延長したものとみなす。ただし、履行期限が年度の末日に当たるとき又は契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

(部分払)

第51条 会計規程第26条に規定する部分払の額は、工事その他の請負についてはその既済部分に対する代価の10分の9、物品についてはその代価の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事その他の請負に係る契約については、当該既済部分に対する代価の全額まで支払うことがある。

2 公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社の保証による前払金の支払をした工事について部分払をするときは、当該既済部分に対する代価に相当する額の全請負代価に対する割合を前払金の額に乗じた額を、前項の規定による支払金額から差し引いた額を超えることはできない。

3 契約責任者が必要と認めるときは、部分払の対象となる工事その他の請負に係る物件について契約者に法人を受取人とする損害保険契約をさせることができる。

(延滞違約金)

第52条 契約者の責めに帰すべき理由により契約者が、請負、買入れ、借入れその他の契約（不動産に係る売払及び貸付契約を除く。）に基づく債務の履行を遅延したときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として徴収する。

2 前項の場合において、第49条の規定による指定部分で引渡しを受けた部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を延滞違約金の算定にあたり契約金額から控除する。

3 理事長において必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず契約において特に違約金の額を定めることができる。

4 第1項に規定する延滞違約金の総額が100円未満のものについては、これを免除する。

5 延滞違約金は、契約者に対する支払代金又は契約保証金から差し引くことができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第53条 請負契約又は買入れ、借入れその他の契約（売払、貸付及び不動産に関する権利の設定又は移転契約を除く。）の契約者（以下「請負等の契約者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法人に対し、損害賠償金として、当該契約の契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。以下本条において同じ。）の100分の20に相当する額を納付しなければならない。当該契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 請負等の契約者が、当該契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令（同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）又は独占禁止法第66条第4項の審決をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定した（確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）とき

(2) 当該契約について、確定した排除措置命令等（請負等の契約者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき

(3) 確定した排除措置命令等において、請負等の契約者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（当該契約が示された場合を除く。）に、当該契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき

(4) 請負等の契約者又は請負等の契約者の役員若しくは使用人が、当該契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき

2 前項の場合において、請負等の契約者が当該契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は請負等の契約者若しくは請負等の契約者の役員若しくは使用人が当該契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により法人が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、法人は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求するものとする。

3 第1項の規定により請負等の契約者が損害賠償金を納付する場合には、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から年5パーセントの割合による利息を付さなければならない。
(かし担保責任期間)

第54条 買入契約の契約者は、給付の目的物の隠れたかしについてその引渡し後1年間担保責任を負うものとする。ただし、契約においてその期間を伸縮することができる。

2 請負契約の契約者の担保責任については、契約により民法(明治29年法律第89号)第638条第1項に定める期間を1年まで短縮することができる。

第9章 契約の変更及び解除

(契約変更等の請求)

第55条 契約締結後災害その他やむを得ない理由により契約の変更若しくは解除又は履行の中止(以下「契約変更等」という。)を必要とするときは、契約責任者は、契約者に対して契約変更等を求めるものとする。

2 前項の場合において、履行期限又は契約金額を変更する必要があると認められるときは、契約責任者は契約者と協議しなければならない。

(契約者の請求による履行期限の延長)

第56条 契約者は、災害その他正当な理由により契約の履行が遅延するおそれがあるときは、直ちにその理由を契約責任者に申し出て履行期限の延長を求めなければならない。

2 前項の規定により履行期限を延長する期間については、契約責任者はこれを決定し、その結果を契約者に通知しなければならない。

(契約者の契約変更等の申出)

第57条 前条に規定する場合を除くほか、契約者がやむを得ない理由により契約変更等を申し出たときは、契約責任者は、諾否を決定し、契約者にこれを通知しなければならない。

(契約の変更に係る書類の提出等)

第58条 前3条の規定により契約の変更を行う場合においては、契約者は、変更契約書に記名押印の上、これを提出しなければならない。ただし、第35条第1項の規定により契約書の作成を省略した場合には、契約者が記名押印した見積書、請書その他の文書をもって変更契約書に代用するものとする。

2 第33条第4項及び第5項の規定は、前項本文の場合にこれを準用し、同条第6項の規定は、前項の場合にこれを準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは「第58条第1項本文」と読み替えるものとする。

3 第55条及び前条の規定により契約の解除又は履行の中止を行う場合においては、契約者は、遅滞なく契約の解除又は履行の中止に係る承諾書を提出しなければならない。

(契約金額の変更に代える契約内容の変更)

第59条 契約責任者は、第55条又は第57条の規定により契約金額を変更することになった場合において、特別の理由があるときは、契約金額の変更の全部又は一部に代えて契約内容を変更することができる。

(法人の解除権)

第60条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき
- (3) 契約の履行に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき
- (4) 契約事項に違反したとき

(契約解除時の処理)

第61条 前条の規定により契約を解除したときは、理事長の選択により、契約者の費用で既成部分の取除き又は搬入材料若しくは既成物品の引取りをさせ、又は理事長の認定による金額を交付し、既成部分等を法人に帰属させるものとする。

2 前項の規定は、契約が無効又は履行不能となった場合にこれを準用する。

3 前2項の場合において延滞違約金その他の損害金があるときは、交付代金からこれを差し引くことができる。

第10章 補則

(長期継続契約)

第62条 理事長は、契約の性質上又は業務上必要と認める場合、法人が行う契約のうち締結する年度の翌年度以降にわたる契約を締結することができる。

(暴力団等の排除)

第63条 法人が締結する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・委託役務等の調達契約並びに財産の買入れ、売払い及び貸付け契約等から暴力団等の介入を排除する措置については、大阪市暴力団等排除措置要綱を準拠する。

(指名停止措置)

第64条 有資格者に対する指名停止の措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規程による改正後の規定は、この規程の施行の日以降に起案する契約から適用し、同日前に起案した契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規程による改正後の規定は、この規程の施行の日以降に起案する契約から適用し、同日前に起案した契約については、なお従前の例による。